

岩手県選挙管理委員会告示第 80 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 55 条第 2 項及び第 4 項第 2 号（これを準用し、又はこの例によることとされている場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 28 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野 村 弘

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	特別養護老人ホーム あっぶるホーム	奥州市江刺区玉里字青篠 7 番地 3	平成 18 年 7 月 14 日
保護施設	救護施設 好地荘	花巻市石鳥谷町中寺林第 7 地割 46 番地 3	”